

カンボジアにおけるジェンダーに関する法曹継続教育の現状と課題についての予備的研究

澤 敬子*

本稿においては、打ち続く戦乱による人と社会の徹底的な破壊ののち、1990年代以降、法・司法制度の根本的な導入が急速に行われつつあるカンボジアを取り上げ、そこでのジェンダーに関する法曹教育を、(1)日本の法曹養成制度支援におけるジェンダーの位置付けと、(2)カンボジア女性省が行うDV防止法の裁判官・検察官研修に注目し、その状況を報告する。そのうえで、カンボジアのジェンダーに関する法曹教育における課題を概観し、この研究が一部をなしている法曹継続教育についての比較研究のなかに、これら課題を位置付けることを試みる。

キーワード：法曹継続教育、ジェンダー、カンボジア

第一章 はじめに

1. 本比較研究の問題関心と対象国

日本におけるジェンダーに関する法曹継続教育は、現在その改善が国際的な責務とされているが、このような現状を理解しその改善に向けた枠組提示のため、裁判官、検察官、弁護士への法曹継続教育（Continuing Legal Education、以下CLE）におけるジェンダー問題への対応についての比較検討を行うのが、本研究が一環となっている共同研究の目的である¹⁾。

ジェンダーという周延的な知や法への開かれた対応は、法曹、特に裁判官への教育・研

* 京都女子大学 准教授
大学院 現代社会研究科公共圏創成専攻
国際コミュニティ研究領域

修において、いかにして可能になるのか、なぜならないか、その持つ意義は何か、が問いである。CLEの内容は、法学部教育、ロースクール教育、その他の法曹養成における教育とともに、判決や司法のあり方に直接に反映される可能性をも持つものであり、ひいてはその国の司法全般のあり方にも影響を与える可能性を持つ。本共同研究は、このようなCLEについて、未だ周辺化されやすい知であるジェンダーを切り口に、法曹教育ひいては司法のあり方の理解を試みるものであり、変数は多く複雑である一方、その国の法曹教育の課題やジェンダーと法にかかわる状況が一挙に描き出される側面も持っており、ジェンダーに関する視点が持つ大きな可能性を提示するものでもある。

法曹継続教育におけるジェンダーのあり方を規定する要因として共同研究の開始当初、特に考慮したのは、①法曹制度、②法曹養成制度、③法圏（英米法、大陸法）、その国の④ジェンダー状況であった。

一見きわめて静的にも見える日本のCLEではあるが、それが存在している場自体は、実際は重なり合う法と制度の継受とその変化のただ中にあると予想される。近年のロースクール制度導入は言うまでもなく、たとえば、法曹一元的な制度の採用についてもきわめて部分的なものながらも行われ、法圏についても、大陸法圏とみなされる一方、戦後はアメリカ法が、司法・裁判制度を含めて大きな影響を与えている。また、近年大きな流れとなっている法のグローバリズムおよびアメリ

カナイゼーションも考慮されなければならない。とくにジェンダーに関する法については国際的な強い流れが存在する。

ジェンダー状況については、それがCLEに組み込まれるためには、ジェンダーの理論および／または女性の権利に関する議論が司法で影響力を持ち得る状況にあるか、またはジェンダー関連の新規の立法などがなされてそれが注目を受けている必要があることが予測された。しかし、研究開始時点にはこのようなことがら自体が不明である国も多かったため、ジェンダー状況については、3つのジェンダー指数（ジェンダー開発指数 Gender Development Index（GDI）、ジェンダーエンパワメント指数 Gender Empowerment Measure（GEM）、ジェンダーギャップ指数 Gender Gap Index（GGI））を手掛かりとすることとした。

そこで、これらの四点をとくに考慮して、共同研究者らの調査可能性も考慮したうえで、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ドイツ、フランス、フィンランド、韓国、フィリピン（開始当初はインドの予定）、カンボジアのおよそ10の対象国を選び出した²⁾。

2. 調査対象国としてのカンボジア

先に述べた英米法・大陸法という従来の比較枠については、より具体的な比較を考えたとき、日本は、他の多くのアジア諸国同様、大陸／英米法圏の国というよりも継受国として位置付けるのが適切と考えられ、アジアの法継受国として、フィリピン、韓国、そして

カンボジアを選択した。

カンボジアは、100年近くにわたりフランスの植民地であったが、ボル・ポトの時代を含む複数の政権・体制変化を経たのち、近年、民法関連は日本法、刑法関連はフランス法を参考にして起草・立法され、一方、土地や投資関連ではコモンローが採用されていることなどからも分かるように、現在、「法のパッチワーク」と呼ばれる状況を呈している。複数の国からの、しかもオン・ゴーイングな継受国と言える。法曹制度、法曹養成制度は、ともに、近年、法整備支援関係国の支援でその緒についたばかりである。伝統的に上座仏教の影響が強い社会であり、前世に積み重ねた功德の結果が現世の姿や社会的地位を決定すると考えられており、社会的不平等が前提とされ、そこから帰結する流動的なパトロン・クライアント関係が社会を形作っている。女性は厳しい行為規範に従い忍耐強く従順に夫を支えることが美德とされ、伝統的な性役割分業と男性優位社会の抑圧が強い。一方で90年代には性産業が急速に増大しており、女性は、貧困とジェンダーによって与えられる位置付けのなかできわめて厳しい状況にある。人身売買に関わる国としても悪名高い。急速な市場経済の進展に伴い、貧富の差がますます拡大することが危惧されており、国の発展の基礎となるべき公正で安定した司法制度の構築は、現在大きな課題とされる。

このようなカンボジアの状況を概観したときまず予想されるのは、歴史と経済による規定および「支援」という文脈により規定され

た状況がほとんどではないか、ということである。確かにそうであろう。現在、カンボジアの法・司法についての文献の多くが「法整備支援」の視点から執筆されており、そこにおいてカンボジアは支援対象であっても、それがそのまま日本と同様の枠組みで比較されるべき対象国とはされていないことがほとんどである。しかし、状況はまったく異なるものの、被支援国でもあるフィリピンは、ジェンダーに関して異なる結果(GDI90位、GEM45位、GGI6位)を導き出している。一方、日本にも支援されているカンボジアは、GDI131位(日本8位)、GEM83位(日本54位)でありながら、経済力がカウントされないGGIにおいては日本よりわずかながらではあるが上位(日本98位、カンボジア94位)にある。選択した10カ国のGGIだけを見るならば、日本は、カンボジア、日本、韓国(108位)という下位グループを形成している³⁾。もちろん批判も多いGGIだけを手掛かりとする比較はやや極端であるとしても、また、実際には支援の文脈に規定される事柄が多いと思われるが、少なくともジェンダーに関しては、支援・被支援の文脈だけからでは説明しえない何かが存在する可能性を考えることもできるというのが、第一の選択理由である。

また、第二に、次に述べるような、カンボジアであればこそ存在しうる複数の意義も考えられた。一つは、先に述べたような国際的な流れの「見えやすさ」である。日本のCLEが実際はグローバルな制度化のなかに位置し変化の可能性をはらむはずのものであると述

べたが、にもかかわらず、日本のそれは、一見したところそのようなものには見えない。これに対し、カンボジアが、現在、多数の国際機関、国家機関や支援組織などから支援を受けて行っている法曹養成・司法制度を含む法と社会制度全般の変革は、グローバルな市場化のただなかにあり、これらの国々や機関の影響を直接に受けたものとなっている。このような国際的な流れが実際にはどのようなものであり、どのようなダイナミズムが働いて形作られ影響し合っているのかについて、経済と社会の制度がある程度の強さを持つ日本では見えにくいものが、より直接的な形で見えるのではないかと考えられた。とりわけ、カンボジアの場合は、法、司法制度、法曹教育制度を送り出す現場を見ることも他に比べ容易であり、送り出す側の論理と課題を含めてこの流れを捉えることができるという点においても、得がたい意義を持つ。

また、本研究はCLEとジェンダーの交差を探るものであるが、ジェンダーに関しても同じことが言える。南野・澤によるそれまでの海外での聞き取りなどから、とくにジェンダーに関する領域においては、経済的に先進国であるという理由で日本がこのような流れからまったく外されており、ある種の間隙に取り残されたような状態にあるのではないかと懸念が存在した。たとえば、アジア・太平洋諸国においては、国際間における知識や経験の移入もあって、ジェンダーに関する権利に大きな影響を与えうる、パリ原則に基づく国内人権機関が次々と設立されており、

その実効性の問題はおくとしても、国内人権機関を持たないのは、現在、日本を含むわずかの国になっている。もちろん、日本は支援国であって被支援国ではない。しかし、ジェンダーに関しては、多くの被支援国がジェンダー指標を上昇中のなか、先に見たように日本は支援国でありながら急速にその相対的な位置を転落させており、自らの位置付けに対しての反省的かつより現実的な視点が必要と考えられた。このような点からも、ジェンダー制度の国際的な送出国の活動とその受入を知る必要性も考えられた。

なお、第三の選択理由は以下である。現在、日本は、カンボジアを含む複数のアジア諸国に対して法制度や司法養成制度の整備支援を行っている。なかでも日本によるカンボジア支援の仕方は、従来の欧米や国際機関による支援とは異なり、被支援国の取り組みを尊重した法支援として高く評価されている。もちろん私たちには法整備支援全般を評価できる知見の持ち合わせはないが、他方、既に見たように日本の遅れたジェンダー状況が存在するなかでのジェンダー関連の制度の送出国については、一抹の危惧が存在する。法、法曹養成制度において、ジェンダーに関わる事柄がどのような形でCLEに映し出されているのか、ということも見ておくべきではないかと考えられた。

以上がカンボジアを調査対象とした理由である。第一、第二の理由で明らかかなように、もとよりこれらは、いわゆる支援国の政策としての法整備支援のあり方等について論じよ

うとするものではない。また、このような比較、特に第一の比較は法・社会全体の比較を必要とするものであり、本共同研究は最初の手掛かりになるにすぎない。この共同研究は、法曹継続教育とジェンダーというやや研究蓄積が少ない分野での研究であり、その国での法曹継続教育とジェンダーのあり方の現状と課題を調査し、同時に、それぞれの国における現状と課題を規定するものを微力ながらも検討することで、法曹養成とジェンダー、司法とジェンダーについての示唆を得ようとするものである。本稿でも、これらのうちの一部なりとも見えてくることを目的とし、調査報告および共同研究の予備的研究として、現時点での知見を整理する。

3. 先行研究

アジア法研究、開発法学、法整備支援論等全般において、近年の日本による法整備支援の展開とともに、理論および制度の実証的研究の蓄積と深化が顕著であり⁴⁾、カンボジアにおける法整備支援についても、日本による法整備支援に関わった研究者や専門家により、現場からの報告だけでなく分析的な研究が急速に著され始めている。法整備支援のなかでも法曹養成支援については、『ジュリスト』2008年6月15日号が「アジアにおける法整備支援と日本の役割」と題して組んだ特集、および、『法律時報』2010年82巻1号の特集「法整備支援の課題」に、法曹教育の現場で関わった経験者自身による執筆がなされている。(たとえば、柴田、2008、神木、2010) また、

これら以外にも、支援の中心となった独立法人国際協力機構 (JICA) のホームページや法務省法務総合研究所国際協力部が発行するICD NEWSなどに現場での貴重な取り組みの記録が残されている。

このようななか、カンボジアの女性については、従来は雇用を中心とした内容を扱った研究が中心であったが、現在は、これに加え、農村開発や人権に関する NGO 関係者・経験者やこれらの研究者らによる分析が蓄積されつつある。(たとえば、甲斐田、2006) ジェンダーに関する法を直接の対象としたものとしては、トラフィッキング取締り法とDV防止法について、四本健二氏が詳しく紹介している。(四本、2004) (四本、2007) カンボジアにおける女性の権利とその歴史についても、同論文で紹介されている。(四本、2007)。日本弁護士連合会が2002年から3年間にわたり行った弁護士養成のためのプロジェクトにおいて、弁護士の継続教育及びジェンダー教育を実施したとの記録があった。(矢吹、2008: 13) なお、日本のジェンダー法学とアジアの関係については、神尾真知子氏が課題の指摘を行っている。(神尾、2006)

4. 調査の概要

次に今回の調査の概要を述べる。現在カンボジアの法曹養成を担うのは、2002年に設立されたカンボジア王立裁判官・検察官養成校 (Royal School for Judges and Prosecutors, RSJP) である。刑法・刑事訴訟法整備はフランスが支援してきたため、これらの教育はフランス

が担当し、日本は民法関連の教育を支援している。また、弁護士養成については、弁護士養成校（Center for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia, LTC）がこれを行っている。

本調査では、時間的制約から、法曹養成制度とジェンダーについて、日本の支援に関連する範囲に限定して調査することとなった。また、カンボジア女性省が行う DV 防止法の現役裁判官・検察官研修が存在することがわかり、これについても特に情報収集することとした。加えて、ジェンダーに関わる国際的な機関や他国の援助機関の支援に関する状況を知るため、これらの関係者からの情報収集も目的とした。

以上のような目的から、聞き取りは、カンボジア司法省、RSJP、LTC、カンボジア女性省司法局、カンボジア国家女性評議会（Cambodian National Council of Women）、ドイツ政府の援助機関である GTZ（Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit）、国連女性開発基金（UNIFEM）、人身売買に関する NGO などに対して、2008年8月、南野と澤が行った。調査の設定は、JICA を通してお願いしたものが大部分である。手配して下さった担当者の方々にはひとかたならぬお世話になり、感謝にたえない。

以下の章では、本調査で得た知見を中心に、まず、日本の法整備支援とカンボジアの法曹養成制度について概観したあと（第二章）、法曹養成校におけるジェンダー・カリキュラムと現職裁判官・検察官への研修を取り上げる

（第三章）。そのうえで、これらの課題について整理を行ったうえで（第四章）、結語を述べる（第五章）。

第二章 日本の支援と法曹養成制度

1. 日本による法整備支援

フランス保護領となった1863年以来、植民地時代および独立（1953年）後1975年まで、カンボジアは法制度的にはフランスの強い影響下にあった。しかし、1975年から1979年のポル・ポト支配の時代において法制度は完全に破壊され、法律家は殺戮された。その後の社会主義法の時代を経て、1989年に憲法が改正され市場経済体制への移行を目指すこととなった。1993年に国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）のもとで憲法制定議会選挙が行われ、カンボジア王国としての憲法が制定され、政治、経済、法、社会制度の整備、そして自由市場経済化が急速に進められている。

カンボジアに対しては、1990年代以降、good governance 進展を旗印に、アジア開発銀行をはじめとした国際機関、多くの国々が、多額の援助と人的・技術的支援を行っているが、そのひとつに法整備支援がある。立法は国際機関の援助のコンディショナリティでもあったため、それら機関の支援のもと、また各国政府（米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、フランス、フィンランド、デンマークほか）もこれに加わり、1994年以降、投資法、弁護士法、税法、労働法、土地法および商事法分野の法整備が行われた。また、国際養子縁組法、少年法、トラフィッキング取締

り法などの、たとえばユニセフなど国際機関とも関わりのある法なども整備されている。

1990年以降の欧米諸国による法整備支援ブームのなか、やや遅れてこれに参入した日本は、ベトナムへの支援に続き、1999年よりカンボジアの法整備支援を本格化した。このような法整備支援は、大日本帝国下での植民地への強制的な法移植以外には法の移殖の経験を持たず、歴史的には、中国、ドイツ、フランス、アメリカからの法継受国であった日本においては、非常に大きな期待と注目を持って行われてきた。現在、日本は、ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国などに対して法整備支援を行っているが、なかでも、カンボジアへの法整備支援は、法制定の支援にとどまらず、法が実際に円滑に稼動するようになるための仕組みである、司法制度の整備と法曹養成制度を含むものである。支援の実施母体はJICAで、JICAが技術協力として支援プロジェクトを行い、これに対して法務省や日弁連、実定法学者らが協力する、という形が中心になっている。

JICAは、まず1999年より2003年までの4年間にわたって、カンボジア王国司法省をカウンターパートとした法制度整備支援プロジェクトを開始した。このプロジェクトにおいては、民法と民事訴訟法の起草を行い、2003年3月には両法案の草案を司法大臣に提出している。その後、同プロジェクトのフェーズ2として、2004年4月から同法の立法化支援、経過規定など民法の適用に関する法律や関連

法の整備、他関連法案との調整、普及活動など、法案作成の次の段階に必要な各種の調整・作業に携わり、2006年7月には民事訴訟法が公布、施行、2007年から適用されるに至っている。また、民法も2007年12月に公布された。このフェーズ2も2008年で終了し、現在は、4年間にわたるフェーズ3として、民法関連の戸籍、登記、供託などの付属法令の起草、民法や民事訴訟法の運用支援が予定されている⁵⁾。

2. 法曹養成制度支援の概要

カンボジア司法省は、従来弁護士会に任せていた法曹教育のうち、裁判官・検察官の教育については、これを独自の制度で行うものとして、2002年11月にカンボジア王立裁判官・検察官養成校(RSJP)を設立した。

刑法・刑事訴訟法整備はフランスが支援してきたため(2007年刑事訴訟法成立)、これらの教育はフランスが担当し、日本は、民法関連の支援をすることとなった。カンボジア国内には、RSJP設立時、裁判官・検察官が合わせて200人弱存在した。ポル・ポトの支配でいったんは法律家がほとんどいなかったが、この人たちは、学校の教員など、法曹として教育を受けていない者ながら、その後の政府に簡単な研修を施され、裁判官・検察官としての任命された人たちである。ゆえに、人数は少ないにせよ、新規教育だけでなく、既に法職にある者についても継続教育の必要性があると考えられた。

法曹教育への日本の支援は、2005年11月に

民事教育改善プロジェクトのフェーズ1として開始され、その後、2008年から2012年まで続くフェーズ2の段階に入っている。長期・短期の専門家として、JICAスタッフだけでなく、日本の裁判官、検察官などを、現地でのカリキュラム作成・運営、教官を養成するスタッフとして常時数名送り出している。

なお、同一の養成校の中ではあるが、日仏は完全な住み分けをしている。日仏以外にも、アジア開発銀行が土地法、ユニセフが少年法など、各ドナーが特別セミナーを申し入れてきている。調査を行った2008年においては、実質的には、カリキュラム運営、施設など、あらゆる面でドナーの支援に依存している状態にあった。

RSJPに入学するには、筆記と口述試験からなる選抜試験に合格する必要がある。法学部卒業生で30歳以下であること、または、大学院の卒業生で35歳以下であることが、主たる受験資格である。教育は2年間行われ、一学年60名前後卒業している。2005年から卒業生を送り出しているので、2009年には国内の全裁判官・検察官のうち、卒業生の割合のほうが多くなる予定であった。一期生55名のうち女性は6名であった。大学での法学教育に専門性がないために一から教える必要があり、基本法のみ教える方針をとっている。

現在、RSJPは、現職の裁判官・検察官への継続教育を行っており、受講は義務的ではあるが、実施はドナーに依存している。プロンペンで開催され、手当てがあり、参加証明は出るがとくに意味はなく、年功や昇進には

無関係である。期間は1週間で、一日5セッション、民法を4日（うちJICAは半日、カンボジアが3日半を担当）、DV防止法を1日（ドイツがドナー）行っている。ただ、2008年8月の段階では、教官が確保できずに延期中であった。刑法関係の継続教育は、フランスが行っており、順調なようである。また、新立法に関しては法務省が独自にセミナーを実施することとなっていた。

弁護士教育については、1995年に弁護士法が制定され、一旦はアメリカの支援の下で弁護士養成校（LTC）による弁護士養成が行われるが、政変により中断し、日弁連の支援で2002年に現在の弁護士養成校が復活している。入学は、法学士の資格を有する受験者からの試験による選抜であり、6ヶ月間の法律事務所での実務修習を含む2年のカリキュラムが組まれている。その後1年のインターンシップ期間が課されている。

なお、2002年の時点では、登録弁護士が約250人（うち女性弁護士は、わずかとのことである）、うち実労約180人であった。2007年までは1年の養成期間で毎年50名の卒業生を出していたが、2008年からは2年になり35名程度に減じている。LTCに対しては、日弁連が2002年より支援を行っており、現在も日本からの弁護士を送り出している。弁護士の継続教育についても、その必要性が指摘されており日弁連のプロジェクトに含められているが、現在は実施していない。今後は民事に特化して行う予定とのことであった。

RSJP、LTCともに、教材不足、カリキュラ

ム運営の人材不足など課題は多いが、もっとも大きい課題が教官不足である。たとえば、RSJPには専任の教官が一人もいない。現在の教官は立法に関わった人たちであり、RSJPでは要職にあるが兼務である。日本人スタッフが直接教官をする限り、JICAは教官を送り続けていなければならず、日本人は教官の養成はしても自身が教えることはできるだけ避けている。少ない卒業生（2008年の時点でまだ1、2期生のみ卒業）のなかで優秀な人を教官に養成しているが、彼らも全員兼務なので難しい。しかも、年功序列の社会なので若い人にたとえ知識があっても、年上に教えることが困難、とのことであった。また、LTCにおいても運営資金が乏しく、そのために優秀な教官の配置がむずかしいとのことであった。

第三章 ジェンダーに関する法曹養成

1. 法曹養成校におけるジェンダー・カリキュラム

RSJPのカリキュラムにおいて、ジェンダー一般に関する講義は存在しないが、2005年10月に公布・施行されたドメスティック・バイオレンスの防止および被害者保護法（Law on the Prevention of Domestic Violence against Women）が、カリキュラムに含められており、ドイツの援助機関であるGTZがドナーとなりこの授業を担当している。2005年の1期生には26時間、2006年はドナーがおらず実施せず、2007年は実施、2008年はGTZに依頼中、とのことであった。これには、継続教育におい

ても1日が充てられている。

日弁連は、2002年9月から2005年8月にかけてのカンボジア王国弁護士会をカウンターパートとした支援プロジェクトにおいて、ジェンダー部を立ち上げている。2005年5月には、日本からの弁護士たちが、弁護士、卒業生、学生計152名を対象に二日間にわたりジェンダー・セミナーを行い、ジェンダーに関する講義だけでなく、セクシュアルハラスメントやDVについて、法律相談のロールプレイを行って説明している。クメール語でのジェンダーについての啓発リーフレットも配布している。（日本弁護士連合会カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトチーム、2006）ただし、2008年に面談したLTCの8名の学生のうち、ジェンダーという言葉聞いたことがあるという学生は一部に留まった。

2. 女性省による現職裁判官・検察官への研修

DV防止法は2005年に成立したが、この法の起草を行ったうえで実施を中心的に担当しているのが、女性省（Ministry of Women's Affairs）である。女性省の職員は、司法警察としての資格を与えられ、被害者に代わり刑事告訴を行う。また、女性省は、DV防止法がDVへの対応を行う公務員への研修を定めているため、警察や現職裁判官・検察官へのDV法研修も行っており、これは法曹への継続教育に当るものであるため、簡単にまとめておく。

カンボジアは、1992年に女性差別撤廃条約

を批准しており、1993年には男女平等の憲法制定、1998年には Ministry of Women's and Veterans' Affairs を設立（2004年から女性省）、2000年には、女性のための国家機関であるカンボジア国家女性評議会（CNCW）を発足させている。女性省は、1999年以降、政府内の政策や開発計画や事業のすべてにジェンダーの視点を組み入れるジェンダー主流化政策を方針としてとっており、これに対し、日独を中心とした複数の国や諸機関がそれぞれの形で支援している。特に GTZ は、2000年から始められたプロジェクトにおいて、女性省がジェンダー主流化政策をモニターする能力の改善を目的としているが、そのなかで、女性への暴力は家族内の問題ではなく犯罪であるということを明らかにするために、女性省の専門家、裁判官、検察、警察など司法関係者、NGO を対象として活動している。GTZ は、この啓蒙活動を行うトレーナーのためのマニュアルを英語で作っているが、非常に具体的で使いやすいものに思われた。（Coren, M. Et al, 2005）

一方、女性省は、2005年に、GTZ, USAID, CIDA（Canadian International Development Agency）、UNIFEM などの協力を得て、カンボジアにおける女性に対する暴力についての詳細な調査を行い報告している。（Ministry of Women's Affairs, 2005）また、GTZ や他機関の協力を得て、300頁以上にわたる DV 法の解説書も発刊している。（Ministry of Women's Affairs, 2007）

研修の詳細についての女性省での聞き取り

によれば、警察には特にトレーニングが必要なので、女性省から全国に10名の講師を派遣しているとのことである。また、研修後の成果を裁判でモニタリングしているが、理解については、最も深いのが現職裁判官、続いて弁護士、最後に検察官となっている。特に、研修の成果は裁判官において顕著であるが、一方、民事であっても検察官は傍聴の必要があるのに、DV については来ていないことが多く、現在、検察官への研修を強化しているとのことである⁶⁾。

第四章 カンボジアにおける法曹へのジェンダー研修：その課題

以上、簡単にではあるが、法曹養成制度支援におけるジェンダー研修と行政による現職裁判官・検察官への DV 研修を見てきた。カンボジアにおけるジェンダーに関する法の導入を、法曹（継続）教育というピンポイントだけ、それも日本の支援を主眼に取り上げて見たものであるが、以上の調査から読み取れる範囲で、そこでの課題を整理する。

1. 法曹へのジェンダー研修の課題

二つの研修の聞き取りから明らかになったことは、あらゆる面にわたるドナーへの依存である。特に RSJP においては、実際に深刻な人材不足が存在するにせよ、カリキュラムを組み、教育を行う主たるメンバーおよび教員の人材養成の困難さが、JICA 担当者により強調されていた。

研修のドナー依存は、研修内容における、

ドナー間の競合の問題にも反映される。RSJPにおいては、各ドナーが関連法のセミナーを提案してくるが、カリキュラム設定の援助を担当している JICA スタッフは、基本法である民法の講義に相当の時間を割く必要があり、提案をすべて受け入れるわけにはいかないと述べていた。

一方、全般的なドナーへの依存のもう一つの帰結として、ジェンダーに関する研修については、たとえば研修担当者に向けて作られた GTZ の研修マニュアルの質の高さや日弁連が行った研修からも窺えるように、質の高さが確保されている可能性があることがあげられる。

2. 法の支配と司法へのアクセス

法曹へのジェンダー研修の課題を考えると、他の調査国、たとえば、オーストラリアでは、継続教育の契機としての政治に対する司法の独立、フランスでは、法のジェンダー受容の仕方などの問題が重要な論点として上ってきたが、カンボジアにおいて重要なテーマとして注目されるのは、法の支配の問題であろう。

日本にしても他の国際機関・各国政府にしても、現在のカンボジアへの援助は、グッド・ガバナンス、法の支配の確立のため、という前提で行われている。もちろん、法の支配には複数の内容・位相が含まれ、また、世界銀行などが推進する「法の支配」の問題性についても、多くの研究者により指摘されている。とはいえ、人ではなく法による支配

が行き渡ることがその中核にある。カンボジアにおける法の支配の重要性を示す一例としては、たとえば、2004年12月のカンボジア支援朝国会合が、翌年度会合までの制度改革の課題として、裁判制度の基礎となる法制定だけでなく、新法制定または改正による以下の三項目を挙げたことが、状況を理解する上での一助となろう。司法の独立の確立、裁判官・検察官の独立の確立、汚職の減少である。(坂野、2005：177)

現在カンボジアにおいては司法改革が進められているが、従来、司法制度への人々の信頼が薄く、裁判外の問題解決が図られることが多いことは、様々な文献にも散見される。公務員、警察官、教員に限らず、汚職により裁判官自身が仲介者になり、僅かな金銭支払いで裁判外で話を終わらせるなど裁判官の腐敗に関する話も多い。月給40ドルと言われる裁判官の給与を上げることでこれに対抗しようとしたが、効果は見られていないようである⁷⁾。

法の支配が確立していない所では、法曹教育が行われ制度が整備されることが、必ずしも法へのアクセスの保障・人々の権利の強化に結びつかず、場合によれば、弁護士利用・法利用の可能性が偏在してしまい、司法へのアクセスのさらなる不平等を招く可能性さえある。実際、2002年に日弁連が行った調査では、国民の90%は弁護士を利用できる資力がない、という結果が出ている。(日本弁護士連合会、2002：54) このような、司法制度の形骸化の危惧をもはらむなかでの法曹教育であ

ることを鑑みると、他の比較対象国と異なり、法曹教育制度を検討する際には、常にこの「法の支配」および「司法へのアクセス」の問題を視野に入れて行かなければ、現実的なものとはなり得ない。制度整備の状況、カンボジアの司法制度改革の進展、現実の司法の独立状況、リーガル・アクセスの状態、判決による救済の可能性、人々の司法への信頼、市民社会の成熟などが、総合的、多面的に検討される必要があるだろう。

3. カンボジアにおけるジェンダーに関する法の導入

ここで、本調査を参考に、カンボジアへのジェンダー法の移植に伴って生じる理論的課題を簡単に整理しておこう。

第一に、もともとジェンダーの視点は、近代法じたいが性差別構造の促進の道具として働く、ということの問題としてきた。それは、リベラルな近代法の人権や市民という思想、家族という思考の中に、歴史的に埋め込まれてきた排除や差別の形を取る場合もあれば、公法や私法のような法の区分そのもののなかに埋め込まれている場合のように、法のニュートラルリティの裏に潜む場合もある。日本法や西欧法の移植は不可避的にこのような性差別構造の移植でもあり、この視点からの批判的な検討は現代の法においては不可欠であるが、他方、法制度の移植が先決の課題であり、ジェンダーに関する法についても実効性や緊急性が重要である支援の場においては、議論の余地があろう。とはいえ、このような視点から

の検討は、現代の法の移植の際に欠かすことはできない。

第二に、特に日本法の移植についてであるが、日本法のようなやや遅れたジェンダーに関する法を持つ国からの移植の場合、第一の課題以前の問題として、遅れた制度の移植にならないか、という問題が生じる。

第三に、カンボジアの援助では特によく知られているが、法のパッチワークの問題がある。これは、ドナー間競合の結果であり、援助においては多く起こりうるものであるが、現在、法支援全般において、これら競合による問題をなくすための取り組みが開始されてきている。ただ、ジェンダーの分野においては、国際的に共有された規範が強いため、法レベルにおいてのドナー間の摩擦の問題は、他の分野に比べればそれほどには生じていないと考えられる。

第四に、ジェンダーに関わる法は、旧来の権力関係、特に身近な場や文化によって規定された場での権力関係の大きな変更を伴うものであり、どのように小さなものであろうともそこでの摩擦と抵抗の大きさは計り知れない。どのような形であるかは異なるであろうが、受容に際しての課題が存在するであろうことについての認識が必要である。日本においても、近年のジェンダー・バッシング論を指摘するまでもなく、国家レベルでのジェンダー政策については概ねこれが進められる一方、地域や生活の場、家族に密接するレベルでは、きわめて西欧的な思考と志向を持つものと図式化されたうえで強く非難されてきた。

第五に、もちろん、移入されるジェンダー法が、現実にカンボジアの実情に合っているのか、という視点も必要である。先に触れたジェンダー法実施に際する摩擦と抵抗の大きさ、法へのアクセスの不平等などにより、ジェンダー法の移植が、法による抑圧、または更なる状況の悪化に寄与していないかという観点からの検討が必要であろう。

第六に、しかしながら、カンボジアでは、DVだけでなく、レイプ、人身売買など、女性への暴力が多く存在しており、ジェンダー法の存在によって初めて最低限の人権保障の可能性が生じる人々が多数存在する。制定されたDV防止法、トラフッキング取締り法がより実効的なものになるための取り組みの重要性も論じるまでもない。90年代以降このような法の制定を進めてきたのが、ユニセフ、UNIFEMなどの国際機関やカンボジアの人権団体などであるが、今後もそこでのもっとも有効な支援の形が、諸機関の協力で早急に模索されるべきであるし、聞き取りにおいても、実際ある程度その流れが存在しているように見受けられた。

なお、第四、第五の課題についてももう少し敷衍しておこう。このようなジェンダーに関する法を導入するに際して、実質的な意味でその実効性を担保するためには、ローカルな伝統文化との対立の中で、時にこれを抑えてのジェンダーに関する意識を持つ主体の形成の必要性を考えなければならない。ジェンダーに関わる問題の場合には、被害の認識を行うためには、クレイミングの前の段階である「そ

れが（ジェンダーの存在ゆえに止むを得ないことであるのではなく）被害であると認識する意識」が導入される必要があり、この導入方法の制度化という段階からの視点が必要である。具体的には、個人の権利認識に始まり、日常生活の中での家族・親族内での権利主張、共同体や地域政治における、より制度化された場での権利主張、これを可能にする人権保障の申し立て制度など、ミクロでローカルなレベルからの権利意識形成と権利主張である。インドでのフィールドワークによれば、旧来の伝統文化の中で暮らす女性において、この過程でのジェンダーに関わる権利主張の成功経験が繰り返されることによって、自らの権利の意識と主張に自信を持った主体形成がより促進されている。（橋本、三輪、2007）規範意識の形成において伝統的な性別役割文化の力が強い国々においては、司法制度の整備、司法アクセスの確保や法曹におけるジェンダー教育の貫徹とともに、権利意識を生み出しつつこれを掬い上げ保障する身近な制度の導入と制度化が極めて大きな位置を与えられなければならない⁸⁾。

第五章 さいごに

法曹へのジェンダー研修という視点は、司法制度のあり方とジェンダー概念の受容とが交差する地点を模索するものである。カンボジアの場合は、他の調査国に比べ、司法制度自体がまだ形成初期の段階にあり、かつ、歴史的な経緯からの腐敗の横行など、司法に対する社会の側の圧倒的な影響力の大きさ、司

法自体における問題性が散見された。一方、ジェンダーに関する法についても、導入されつつある。法曹教育におけるジェンダー教育も、女性省での取り組みに見られるように、警察官、検察官を含む人々の意識の啓蒙の段階や NGO 活動を意識したものであった。このような取り組みがどこまで継続するのか、さまざまなレベルの共同体や個人に受容され浸透するのか、効果はありうるのか、進められつつある司法改革の中にある法制度・司法制度・法曹教育にどのようにフィードバックされうるのか、これからのグローバルな法整備支援、ジェンダー支援の流れのなかでどのように変化していくのか、などについては、カンボジア社会でのジェンダー受容の分析とともに、今後の課題である。

もう一点、カンボジア調査で明らかになったことは、法曹教育が社会において持ちうる意義の限界であろう。カンボジアでは、第四章でみたように、法曹へのジェンダー教育が、判決そして社会的正義へと反映される可能性がきわめて相対的なものであることが理解された。カンボジアにおいてそれが十分な意義を持ちにくいものであることは、調査着手前からある程度予想されていたが、本稿で示したような他の理由もあり検討を開始した。現在、とくに英米法諸国において制度化されつつある CLE におけるジェンダー研修では、より効果的な教育方法が模索されつつある。(南野、澤、2009) しかし、これまでの共同研究では、これらの研修がどの程度まで意義を持ちうるかという点については、法曹研修

直後のアンケート等による検証に関する情報以外には、それほど情報収集の方法がなかった。その理由としては、他の調査国においては、CLE を開始せざるを得なくなった文脈のなかで、当事者である法機関にとり CLE の実効性が当然の前提とされてきた事例が多いことが挙げられる。しかし、ジェンダーに関する法は文化にかかわる法でもあるため、裁判官自身、法を使用する当事者自身をふくむローカルな制度の変更がもっともされにくい分野と言う点を鑑みれば、研修内容の検証の必要性は当然ながら、その効果と、その効果が判決そして社会全体の中で持ちうる可能性についても相当に慎重な検討が必要であろう。さもなくば、場合によれば CLE のジェンダー研修は、ただの形だけのものになってしまいかねない。しかし、そのためには、CLE とその効果を、法曹関係者の意識・行為と判決や司法のあり方の中で検証していく必要がある。また、リーガルアクセスに関する法や法的支援の実効性、ジェンダーに関するローカルなレベルでの主体形成なども視野に入れたうえで全体像を描いていく必要もあるだろう。

なお、本稿で見みたように、現在、法整備支援、法曹養成支援が支援において重要な位置を占めるなかで、CLE も国際的な潮流となりつつある。とりわけ英米法諸国においては、途上国の援助における法曹養成を専門とするスペシャリストらが存在し、しのぎを削っている。CLE に関わるこれらの潮流は、国際的に競合する法整備支援の流れのなかでどのような位置を得て、グローバリゼーションのな

かで被支援国だけでなく支援国に対しどのよう
に機能しあい、そのなかでジェンダーはい
かなる位置を占めていくのであろうか。

現在のカンボジアは、公正な法と政治の制
度を作り出しつつ、かつ同時に、これを実効
化する市民社会の力をつけていく強い必要が
ある。司法を含めた法と政治の制度の公正を
保障し、そこでの権利を実効化しうような
市民社会のあり方を模索する—これはジェン
ダーに関しては日本の課題でもある。

〔注〕

- 1) 本共同研究に関わる現時点までの他の報告は
以下である。南野、内藤、澤、2008。澤、柿本、
南野、2009。南野、澤、2009。
 - 2) 本共同研究における対象国選定について、現
時点でのより詳しい論考として、南野、2010。
 - 3) 数字は2008年度のもの。UNDP Report 2008,
GGIはWorld Economic Forum Index 2008より。
 - 4) カンボジアの法を扱ったこれらの著作として、
安田、2000、天川、2004、安田、孝注、2006、
香川、金子、2007、鯨京、2009、松尾、2009
など。
 - 5) カンボジア民法、民事訴訟法は、JICAのウェ
ブサイトに掲載されている。
 - 6) なお、女性省のジェンダー主流化政策には
JICAも強い支援を行っているが、聞き取り以
降の2010年2月には、女性省と司法省他の共
催で、現役の裁判官・検察官に対して、「国連
女性差別撤廃条約を裁判官・検察官に普及さ
せるセミナー」が開かれている。(PGM プロジ
ェクトニュース、2010年2月11日)
 - 7) 司法関係者におけるこれらの問題については、
佐藤、2010。カンボジア弁護士会を含むカンボ
ジア司法・社会における問題については、イン
タビュー対象者の一人でもあった神木弁護士が
指摘を行っている(神木、2010)。
 - 8) 前述のGTZのマニュアルは、このような段
階からの意識啓蒙についてのものであった。
- * 本稿は、科学研究費補助金(基盤研究(B))
による研究(課題番号19330027)の成果の一部
である。

〔参考文献〕

- 鯨京正訓編、2009、『アジア法ガイドブック』
名古屋大学出版会。
- 天川直子編、2001、『カンボジアの復興・開発』
アジア経済研究所。
- 天川直子編、2004、『カンボジア新時代』アジア
経済研究所。
- 甲斐田万智子、2006、「カンボジアにおける子ど
もの性的搾取と人身売買—グローバル化する暴
力と国際社会の役割」『平和研究』31号、112-
131。
- 香川孝三、金子由芳編、2007、『法整備支援論』
ミネルヴァ書房。
- 神尾真知子、2006、「ジェンダー法学とアジア—
日本の場合」安田信之、孝忠延夫編、『アジ
ア法研究の新たな地平』成文堂、215-231。
- 神木篤、2010、「法曹養成支援の課題—カンボジ
ア」『法律時報』82巻1号、34-37。
- 坂野一生、2005、「カンボディアにおける法の支
配の現状と課題法整備支援の取り組みから」
『アジア・太平洋人権レビュー 2005』176-
180。
- 坂野一生、2007、「カンボジア民法典と土地法」
『法整備支援論』ミネルヴァ書房、118-129。
- 佐藤安信、2010、「法の支配」のジレンマ—カン
ボジアの法整備支援の課題と展望」『法律時報』
82巻1号、11-16。
- 澤敬子、柿本佳美、南野佳代、2009、「フランス
共和国におけるジェンダーに関する法曹継続
教育序論」『現代社会研究』12号、53-70。
- 柴田紀子、2008、「カンボジア裁判官・検察官要
請支援」『ジュリスト』1358号、34-41。

- 関根澄子、2007、「法整備支援の現場から—カンボジア・ベトナムにおける裁判実務の改善に向けて—」慶應法学第8号、301-314.
- 中川香須美、2006、『今、初めて語られる歴史：クメール・ルージュ時代の性犯罪・女性に対する暴力』Cambodian Defenders Project, Phnom Penh.
- 橋本ヒロ子、三輪敦子、『「権利をよりどころとする」アプローチの展開とアジア女性のエンパワメント』(財) アジア女性交流・研究フォーラム.
- 本間佳子、2010、「法律起草後の課題—カンボジア」『法律時報』82巻1号、30-33.
- 南野佳代、内藤葉子、澤敬子、2008、「ドイツ連邦共和国におけるジェンダーに関する法曹継続教育序論」『現代社会研究』11号、95-114.
- 南野佳代、澤敬子、2009、「オーストラリアにおけるジェンダーに関する法曹継続教育序論」『現代社会研究』12号、125-142.
- 南野佳代、2010、「法曹継続教育の国際比較と比較法的枠組の再検討」、南野佳代編、『ジェンダーと司法制度—法曹継続教育の比較研究を中心に—」『ジェンダーに関する法曹再教育プログラムの開発・実施・制度化の研究：欧米アジア比較』基盤研究(B) 課題番号10330027 研究成果報告書、1-7.
- 松尾弘、2009、『良い統治と法の支配 開発法学の挑戦』日本評論社.
- 松下淳一、2007、「法整備支援のあり方について—カンボディア王国民事訴訟法案起草支援作業の経験から」塩川伸明・中谷和弘編『法の再構築〔Ⅱ〕国際化と法』東京大学出版会、205-226.
- 安田信之、2000、『東南アジア法』日本評論社.
- 安田信之、孝忠延夫編、2006、『アジア法研究の新たな地平』成文堂.
- 矢吹公敏、2008、「日本弁護士連合会と国際司法支援活動」『ジュリスト』1358号、9-16.
- 四本健二、2004、「カンボジアにおける社会問題と法—トラフィッキング取締り法制の展開を中心に—」天川直子編『カンボジア新時代』アジア経済研究所、177-222.
- 四本健二、2007、「カンボジアにおける女性の権利—ドメスティックバイオレンス防止法制の展開を中心に—」『アジアのマイノリティと法Ⅱ』関西大学法学研究所、67-98.
- 四本健二、2009、「第7章 カンボジア」鮎京正訓編、『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、188-213.
- 日本弁護士連合会カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトチーム、2006、『カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト JICA開発パートナー事業最終報告書』、日本弁護士連合会.
- 日本弁護士連合会カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト法律扶助チーム、2002、『報告書 カンボディア王国におけるリーガルエイドの持続的発展のために』ICD News、第5号、31-71.
- Coren, M., Maridet, M, Rasmei, R. and Schmutzler, C., 2005 *Domestic Violence, A Training Manual to Raise Awareness*, Phnom Penh, GTZ.
- Ministry of Women's Affairs, 2005, *Violence Against Women: A Baseline Survey*, Cambodia : Ministry of Women's Affairs.
- Ministry of Women's Affairs, 2007, *Explanatory Notes on the Law on the Prevention of Domestic Violence and the Protection of the Victims*, Cambodia : Ministry of Women's Affairs.
- Upham, Frank, 2006, "Mythmaking in Rule of Law Orthodoxy," Carothers, Thomas ed. *Promoting the Rule of Law Abroad*, Washington D.C. : Carnegie Endowment For International Peace, 75-104.
- JICA、カンボジア、法制度整備プロジェクトフェーズ3、資料集

<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/0701047/04/index.html>

JICA、カンボジア、ジェンダー政策立案・制度強化支援計画プロジェクト、PGM プロジェクトニュース

<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/0211055E0/news/general/20100211.html>

法務省法務総合研究所国際協力部、ICD NEWS

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkok_u_cambo.html

配偶者からの暴力被害者支援状況、「東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究報告書」、第2章カンボジア王国

http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/2_cambodia.pdf

Preliminary Research on Gender Perspectives in the Continuing Legal Education in Cambodia

SAWA Keiko

〈Summary〉

This paper looks into Cambodia, where the fundamental introduction of legal and judicial systems has been carried out rapidly since the 1990's after its people and society were utterly destroyed by a series of civil wars, with a focus placed on gender-related education of the legal profession. After sketching the reasons why Cambodia was chosen as a subject, the gender education in Japan's assistance in judicial professional training system and the government-provided training for judges and prosecutors in the anti-domestic violence law are reported as Continuing Legal Education, and their issues and the contexts in which they locate are summarized as preliminary research on the gender perspectives in the continuing legal education in Cambodia.

Keywords : Gender, Continuing Legal Education, Cambodia